

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月12日

横浜市契約事務受任者  
道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場駐車券紛失対策システム修繕

2 履行（納品）場所

中区長者町5丁目50番地先

3 契約日

令和8年5月15日

4 履行日又は履行期間

令和8年7月31日

5 契約概算額

1,700,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

6 契約の相手方（名称及び所在）

兵庫県神戸市兵庫区和田崎町1-1-1

三菱重工機械システム株式会社

代表取締役 小嶋 聡

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

駐車券紛失対策システムは、駐車券を紛失した利用者に料金を請求のための入庫時間確認及び機械出庫のための格納位置の確認を行うために必要なシステムであり、当該システムが使用できない場合は、人員及び時間を割いて調査を行う必要があることから、利用者の待ち時間の長期化及び人員調整により入庫禁止措置を行うなどの対応が必要です。

つきましては、システムの不具合により駐車場運営に重大な支障の発生が見込まれることから、早期に復旧させる必要があるため随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該システムの開発・設計・施工者であり、保守点検を実施している三菱重工機械システム株式会社以外では、システムの復旧及び健全性を確保することが不可能なため。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課